

# 一筆啓上

## 相続は生き様を子や孫に 伝えること、受け継ぐこと

法定相続分は相続人の当然の権利なのでしょうか？

あなたがどこかの団体に1千万円の寄付をしたとします。それをさも当然のように、「ありがとう」の感謝の言葉もなく受け取られたら、どのよう感じるでしょうか。とても寂しく、切ない感じがしませんか。

相続の遺産分割の場面ではこのようなことが普通に起きています。「自分の法定相続分は3分の1だから、これとこれを当然もらえるはずだ」「私は2500万円もらわなくちゃおかしい」という言葉

の応酬からは、被相続人に対する感謝の気持ちを感じられませんか。

相続の本質は財産をもらうことではありません。その人の生き様を子や孫に伝えること、それを受け継ぐことだと私は考えています。

わが小川家は、祖父の代から岐阜市で社員50人ほどの建築業を営んでいます。父親から、「祖父が会社を作り、祖父の兄である伯父が会社を守り、その後を私が引き継いだ。いま自分たちがあるのは、祖母や兄弟のおかげだから、常に感謝の気持ちを忘れては

いけない。また、従業員がいてくれるから、会社が成り立っていることも忘れてはい



小川 実

相続診断協会代表  
税理士

ることもなく、生きてこられた。したがって、会社を守っていくのは小川家の使命であり、社長として跡を継ぐ者の役割である——と教えられていました。

そのため、父親が亡くなったときに会社の土地と株式を引き継ぐのは、後継者である長男(私の兄)であることに、母も私も弟も何の異論もありませんでした。会社を守っていくには会社の土地も株式も必要な財産であり、当然に社長が引き継ぐものという認識があつたからです。

土地にも株式にも相続税法上の評価が付きますが、売却して換金するものではないので、金額は関係ありません。小川

家として守るべき会社に必要な財産は、守る者が引き継ぐという考えです。

そして、自宅は住み続ける母親がもらうべきものです。私と弟は、母親の生活と長男の会社を守っていくために

困らない範囲で、そのほかの財産を引き継ぎました。父親から、「何を大切に生きてきたのか」「何を守って生きていってほしいのか」を伝えられていたので、私たちが家族は採めることなく遺産分割を行うことができました。

相続は、被相続人が大切にしてきたものを、守ってきたものを伝えていくことです。それに従い、しかるべき人が必要な財産を引き継いでいくことを考えると、醜く採める遺産分割にはなりません。

生命保険の非課税枠が空いていたら利用しない手はありません。「不動産が多い」「株の評価が高い」といった理由で守るべき財産が維持できないほど相続税がかかりそうなら、賃貸不動産を取得して節税につなげることも大いに考えるべきです。

しかし、いくら節税が上手くいっても、相続で家族がバラバラになってしまつては、まったく意味がありません。繰り返しになりますが、大切なのはその人の生き様を子や孫に伝えること、それを受け継ぐことです。生前にエンディングノートや遺言を作成し、自分の想いをしっかりと遺しておきましょう。節税はこれらのことを理解したうえで行うべきものなのです。